

令和7年度旭色プロジェクト推進業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度旭色プロジェクト推進業務委託

2 業務目的

この業務は、魅力商品開発プロジェクト「旭色」を本市の交流資源として定着させ、市内のにぎわい創出や産業の活性化を図ることを目的として、第5弾「旭色」の準備及びPR並びに周遊企画の実施等を一体として委託するものである。

3 基本的な考え方

「旭色（あさひいろ）」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内を活性化させるため、市の魅力である「いちじく」と「紅茶」を使った、「紅茶」に合う新商品・新メニューを市内事業者が開発するプロジェクトであり、令和3年2月9日に開始し、インスタグラム投稿キャンペーン等を実施した。さらに、令和3年7月から9月までにスピノフ企画の「ひんやり紅茶スイーツ」を、「旭色」商品と併せて各店舗を巡るデジタルスタンプラリー^{※1}を開催した。

令和4年3月29日からは、オンラインMAPなどのPRツールを制作して第2弾旭色を開始し、令和4年7月から10月までにスピノフ企画の「あさひ夏色」を、「旭色」商品と併せて各店舗を巡るデジタルスタンプラリー^{※2}を開催した。

令和5年3月23日からは、テレビやSNS広告等でのPRを強化して、第3弾旭色及びスピノフ企画の「あさひ推しいろ」を開始し、令和5年4月から6月まで、各店舗を巡る尾張旭グルメデジタルスタンプラリー^{※3}を開催した。

また、第3弾までの取組内容等を振り返った上で、令和5年度に旭色参加事業者との意見交換会を実施し、参加事業者からの意見・要望をくみ取りながら、令和6年10月から第4弾旭色LINEデジタルスタンプラリー^{※4}を実施した。

第5弾については、魅力商品開発プロジェクト「旭色」を本市の交流資源及びブランドとして更なる定着を図るとともに、近隣市町から本市を訪れる一つのきっかけになるようなプロジェクトとなることを期待する。

※1 旭色&ひんやり紅茶スイーツデジタルスタンプラリーの参加者460名、スタンプ数635個

※2 旭色&あさひ夏色デジタルスタンプラリーの参加者1,038名、スタンプ数1,854個

※3 尾張旭グルメデジタルスタンプラリーの参加者809名、スタンプ数2,121個

※4 旭色LINEデジタルスタンプラリーの参加者771名、スタンプ数2,293個

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月11日（水）まで

5 業務内容

(1) 旭色プロジェクト推進のための企画運営

- ア 受託者は、プロポーザルで採用した企画案のうち、市と協議の結果、実施することとなったものについて、円滑に運営すること。その際、市の指示に応じて、修正・再立案に対応すること。
- イ 運営に当たっては、市だけでなく、これまで「旭色」に携わってきた（一社）尾張旭市観光協会の意見も参考にすること。
- ウ 企画内容は、効果的な情報発信、PR方法、イベント開催等、商品の販売促進や店舗への来訪に繋がるものであって、スケジュールや予算を考慮して、実現可能なものとし、本仕様書で必須としている業務を除き、詳細条件は定めない。
- エ 第5弾旭色は、いちじくや紅茶を可能な限り残した上で、それらが扱いにくいお店も参加できるようなテーマを考える。（例：あさひ元気色…健康をテーマとした商品開発、あさひ紅茶色…紅茶に合う、食べ合わせの良いメニューをテーマとした商品開発等）
- オ 参加を希望する事業者（最大55程度を想定）の募集は、市が行うため、とりまとめた事業者のリストを本業務の受託者に提供する。受託者は、参加事業者に対し、原則として対面（オンライン含む。）により、最終的な事業説明と参加の意思確認を行い、参加申込書等を頂くこと。
- カ 令和7年度で本市は市制55周年を迎えるため、「55」という数字も可能な限り企画内容に取り入れる。
- キ 原則、旭色参加事業者の意見・要望を反映させて実施する。旭色参加事業者を集めた運営会議を市の主導で開催する（5月と9月に開催を予定）ため、そこで発言のあったものについては、受託者に共有する。

(2) 周遊イベントの企画運営

ア 企画運営

- (ア) 受託者は、大勢の人が楽しんで旭色参加店舗を周遊できるような企画を提案すること。
- (イ) デジタル・アナログの別を問わない。
- (ウ) 開催期間は第5弾旭色開始日（令和7年10月11日（予定））から約2か月程度とする。
- (エ) 周遊イベントは旭色参加店舗（最大55店舗）を巡るものとし、色々なお店期間内に周遊してもらうような工夫をする。
- (オ) 運営に当たっては、受託者が直接、参加事業者等との調整や説明を行うものとし、なるべく参加事業者の負担とならないよう配慮すること。
- (カ) 参加者数など、今後の効果測定につながる指標を設定すること。

イ 問合せ対応

- (ア) 受託者は、周遊イベントの開催に当たり、旭色参加事業者等が参加者等からの問合せを受けることとなり、困ることがないように、適切に対応するも

のとする。

- (イ) 参加者等からの問合せ先を必ず設けること。受託者を問合せ先とするほか、尾張旭まち案内を運営する（一社）尾張旭市観光協会との協議が調べば、同協会に委託するようなことも可とする。

ウ アンケート等の実施、集計及び分析

- (ア) 受託者は、周遊イベント参加者の属性を把握すること。
- (イ) 受託者は、参加者及び旭色参加事業者に対し、周遊イベント開催に係るアンケートを実施すること。
- (ウ) 把握する参加者の属性及びアンケートの項目は、市と協議の上、決定すること。
- (エ) 参加者の属性及びアンケートの集計と分析を行い、結果を市に報告すること。

(3) PRイベントの企画運営

ア 旭色のPR及び参加事業者の交流を目的とし、旭色グルメが楽しめるイベントを1～2回実施すること。

イ イベントは市内のまつり等でのブース出店を想定しているが、独自の提案も可とする。市で想定しているイベントは、10月に実施を予定している市民祭、11月に実施を予定している紅茶フェスティバル in 尾張旭の2つ。

ウ 旭色参加事業者の出店等については、受託者が主体となり調整を図ること。

(4) 情報発信及びPR

ア 受託者は、過去の旭色事業でも参加の割合の大きかった30代から50代をメインのターゲット層に据え、各種メディアやSNS、インフルエンサーを活用するなど、効果的な情報発信及びPRを行うこと。（例：InstagramやYouTube等で周知する用のショート動画の作成等）

イ 情報発信及びPRは、第5弾旭色の開始時期を考慮して、最もPR効果の高いタイミングで実施すること。

ウ 主にマスコミを対象とした開発商品のプレス発表会を第1弾から第4弾までは単独で実施していたが、市のイベント内で市民参加型の形で実施する。どのイベントで実施するかは、市と協議の上、決定すること。

(5) PRツールの制作

ア 受託者は、旭色及び周遊イベントのPRツールとして、少なくとも、リーフレット及びポスターを制作すること。

イ リーフレットは、旭色参加事業者、商品のPR効果が高い眼を引くデザイン及び構成とし最低10,000部を印刷、納品すること。また、周遊イベントの開催を周知するチラシを別途作成するものとするが、提案内容によりリーフレットと合わせることも可とする。

ウ ポスターは、旭色事業の開催を周知するものとし、最低200部を印刷、納

品すること。なお、納品する全てのサイズが同一である必要はない。

エ リーフレット、ポスターの設置、配布等の対象は、尾張旭まち案内等の公共施設、参加店舗、各種イベント・観光展、各種協力団体、愛知県関連施設等を想定している。ただし、その他への設置、配布等についての提案を妨げるものではない。

オ PRツール制作に必要な写真の撮影、取材、インタビュー等、原則として、受託者が企画し、必ず市の意向に沿ったものを受託者主導で行うこと。旭色参加事業者（最大55店舗）との取材日程の調整も受託者が直接行うこと。なお、撮影した店舗及び商品等の宣材写真の著作権は市に帰属するものとし、受託者は、データをCD等に記録した上で、市に納品するものとする。

カ 市が保有する写真が必要な場合等、市も適宜協力を行うものとする。

キ 受託者は、各種PRツールの原案を制作の上、本市に提出し、必要な都度、校正を行った上で、印刷するものとする。

ク 受託者は、旭色参加事業者の情報を記載するものについては、原則旭色参加事業者の校正を1回以上受けること。なお、受託者の責により校正漏れ等が生じた場合は、旭色参加事業者に対し、適切に対応すること。

ケ 制作物のうち、旭色参加事業者の店舗に設置するものについては、原則店舗への配布及び説明を実施すること。

(6) その他

ア 受託者は、プロポーザルで採用した企画案のうち、市と協議の結果、実施することとなったものについて、円滑に運営すること。その際、市の指示に応じて、修正・再立案に対応すること。

イ 企画内容は、商品の販売促進や旭色参加店舗への来訪に繋がるものであって、スケジュールや予算を考慮して、実現可能なものとし、本仕様書で必須としている事項を除き、詳細条件は定めない。

6 想定スケジュール

※ 現段階での想定であり、周遊イベント開催期間や旭色参加事業者等への影響に配慮しながら変更することは可能とする。

時期	内容
4月	・令和7年度旭色プロジェクト推進業務プロポーザル開始 ・参加事業者募集開始（本市が実施）
5月	・令和7年度旭色プロジェクト推進業務事業者決定 ・参加事業者決定（メニュー開発開始）
5月下旬～ 6月	・PRツール、周遊イベント準備開始 ・第1回運営会議（本市が実施）
7月	・メニュー開発期間 ・開発完了事業者から順次取材

8月	・参加事業者メニュー開発完了 ・PRツール校了、周遊イベント実施準備完了
9月上旬	・PRツール納品
9月中旬	・PRツール配布 ・PR施策実施 ・プレスリリース等周知 ・第2回運営会議（本市が実施）
10月	・第5弾旭色、周遊イベント開始（仮） ・お披露目会の実施（仮[市民祭]） ・PRイベントの実施（仮[市民祭]）
11月	・周遊イベント終了（仮） ・PRイベントの実施（仮[紅茶フェスティバル in 尾張旭]）
12月上旬	・旭色参加事業者アンケート
2月	・アンケート等集計、事業分析
3月	・事業完了

7 「旭色」への事業者の参加条件（参考）

(1) 事業者要件

市内に店舗又は事業所を有する飲食関係事業者であること。

(2) 「旭色」の条件

開発する商品は、飲食に限るものとする。原則、令和7年10月上旬を販売開始時期として、令和7年度の間、市内で商品を販売すること。ただし、店舗の方針や材料の旬等の実情に応じ、販売を行わない期間があってもやむをえないものとする。（商品は、既存・新規・改良のいずれでも差し支えない。）また、事業者が旭色プロジェクトに参加するための費用は無料とする。

8 その他

(1) 本業務の実施に当たり、関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、業務終了後も同様とする。

(3) 業務に当たり作成した成果品の著作権は、全て本市に帰属する。

(4) 本業務の範囲において、受託者と参加者、参加事業者等との間で発生したトラブル等については速やかに対応し、本市にその結果を報告すること。ただし、緊急対応が必要となる場合については、本市と対応方法等を協議すること。

(5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議を行い、決定するものとする。